

就農を目指す

東広島で自分の描く就農イメージを、「最短で」「確実に」実現しよう

東広島市農業委員会
事務局 農地係 主任

豊田 宏さん



農地の取得に関する要件

農地の売買や貸し借りをするときには農業委員会に許可や届出が必要で、取得にあたって、その許可を得るにはいくつか要件があり、その1つに申請農地を含めて耕作する農地の合計面積が下限面積（30アール）以上であることが要件となっています。ただし、農村地域への移住を希望される方が農地を取得しやすいようにするため、市の空き家バンクに登録されている家に付属している農地の場合は、一定の条件を満たせば、下限面積を1アールに引き下げる事ができます。また、農業委員会事務局では、農地を売りたい・貸したい人と買いたい・借りたい人とのマッチングも行なっており、賃借料の参考として前年1年分の平均賃借料を市のホームページに掲載しています。

東広島市
農林水産課 担い手支援係 主査

崎里 恵さん

農地中間管理事業

農地中間管理事業とは、知事が認可した公的機関である「農地中間管理機構」が、農地を貸したい農家から農地を借り入れ、規模拡大

▼ 農地中間管理事業のしくみ



東広島市青年等就農計画認定（認定新規就農者制度）

この制度は、就農から農業経営の改善・発展まで一貫した支援を行うことで地域農業の担い手を育成するため、国により定められたものです。認定要件は、①原則として18歳以上45歳未満であること、または、農業に関する知識や技術があり、65歳未満であること、またはこれらの条件を満たす役

大を回る農家にまとめ、転貸する仕組みで、市が申込窓口となっています。借受希望者の要件として、認定農業者や認定新規就農者であること（認定予定を含みます）などがあります。申し込みは随時受け付けていますが、受付から利用権の設定が完了するまで、最短でも1カ月半かかりますので、早めに手続きをしてください。

認定要件は、①原則として18歳以上45歳未満であること、または、農業に関する知識や技術があり、65歳未満であること、またはこれらの条件を満たす役

認定されると、青年等就農資金の無利子融資や、経営開始資金の交付などのメリットがあります。

東広島市
住宅課 課長補佐兼計画調整係長

服部 洋介さん

農地付き空き家+補助金制度

空き家を利用する場合、無料の空き家バンクに登録していただき、空き家バンクでは、自分が望む空き家を探すことができ、所有者と顔を合わせ、現地に訪問することが可能です。自分では見つけることができない空き家や、不動産業者では掲載できない空き家情報を得ることができます。空き家の価格は所有者さんが設定した金額になります。空き家に自分が居住する目的で改修する場合や空き家にある家財を処分する場合に活用できる補助金制度もありますのでご相談ください。

東広島市
開発指導課 開発指導係 係長

加藤 薫さん

農機具用の倉庫を建てられない？

西条・八本松・志和・高屋・黒瀬の各地域の一部分は、都市計画法に基づき市街化調整区域（市街化を抑制すべき区域）に指定されており、原則、建築物を建築したり、建築物の用途を変更したりする場合、建築確認申請の前に都市計画法の許可が必要となります。都市計画法に「ひがしひろしま」でも確認できます。

ただし、農機具用の倉庫については申請者や計画内容によって、許可不要となる場合がありますので、まずは、事前に開発指導課にご相談ください。なお、市街化調整区域の範囲は、開発指導課窓口のほか「ひがしひろしま」でも確認できます。

あなただけの応援団

東広島市農業委員

荒谷 義憲さん



地域のつなぎ役・農業委員

農業委員は、農地利用最適化推進委員と一緒に「農地利用の最適意見」を述べたり、日頃

から地域の農業・農地の実情把握に努めています。また農地を売りたい・貸したい人の情報を基に、仲介役も担っています。新規就農の参入者には、情報を提供するだけでなく、農地を探るときに同行したり、地区の農事組合法人や地域の自治会長を訪ね、ご紹介したりもします。新規就農者が地域に馴染むためのお手伝いを通して、更なる農業の発展に寄与出来ればうれしいです。

広島中央農業協同組合

志和グリーンセンター 営農指導員

渡辺 淳一さん



新規就農から農業承継まで一貫して支援

JAでは、農地の相續や、農業の事業承継を考える人の支援を行

る人をマッチングすることにより、農地が耕作放棄地となることを防ぎ、地域の農業を守っていく狙いがあります。また、受け継いだ農地の土壌分析や肥料の設計、新規栽培者向けの講習会、資材・作物の提案、作付面積によって最適な出荷先を紹介するなど、生産から販売までをサポートしていますので、ぜひお気軽にご相談ください。

東広島市

資産税課 土地係 主査

金井 研二さん



まずは地番の特定を

「この農地を借りた」と思ったとき、あらゆる手続きの前にまずは地番を特定することをおすすめします。1枚の土地に見えても、実は登記上、複数の筆に分かれていることがあるためです。農地の賃借をはじめ、ほかの手続きも、地番が分かるとスムーズに進みます。資産税課や支所・出張所の窓口では、地番ごとに区切られた地番参考図と航空写真を閲覧することができ、また、地番参考図や航空写真の写し（各300円/枚）も発行できますので、まずは窓口でご相談ください。

東広島市園芸センター
所長補佐兼園芸振興係長

池田 重和さん

地域農業推進指導員

藤川 一美さん



東広島市

建築指導課 建築審査係 係長

田中 敦士さん



住宅・倉庫・納屋を建築できるか

就農をするにあたり、必要となる住宅や倉庫、納屋を建築するため、建築基準法の規定により、東広島市では一部の地域を除き、建築確認申請手続きをすることで、建築基準法の基準を満たしていれば建築することが出来ます。申請書類には図面を添付する必要があります。一般的には建築士に相談ください。

土づくりの第1歩として土壌分析

農地が決まったら、週間以内に施肥の方法園芸センターで土壌分析を活用してみてください(無料)。pH値をはじめ、「肥料の三要素」と言われる窒素、リン酸、カリ、そのほかカルシウムやマグネシウムなどの含有量を分析し、その結果を基に、1週間以内に施肥の方法をお答えします。連作障害など土の傷みを予防するためにも、就農後も定期的な土壌分析を受けることがおすすめです。また、専門機関でもさらに精度の高い分析を受けることができます(有料)。

東広島で農業経営をしたい、農業経営に必要なこと、農地取得・資金面のことなど、農業を始めるために、たくさん情報収集と手続きが必要なのがわかってきます。まずは、6頁のチェックリストを自分自身で確認していただき、わかるところは自分で手続きを進めていただき、わからないときには、園芸センターへ相談してください。